

① 地方公会計制度について

地方公会計制度とは、現行の現金主義・単式簿記の会計制度では把握できなかった資産・負債などのストック情報や減価償却費等の現金支出を伴わないコストなどを企業会計的手法（発生主義・複式簿記）で把握するものです。本町の貸借対照表は、平成27年度まで「総務省方式改訂モデル」に基づいて作成していましたが、平成28年度決算分より、平成27年1月に総務省より示された「統一的な基準」に基づき財務書類を作成しています。本町における財務書類については、本町を構成団体に含む一部事務組合や公営企業、出資関係にある団体等を一つの行政サービス実施主体とみなして、資産や負債、純資産の状況や行政サービス提供に要したコストや資金収支の状況などを総合的に明らかにすることもできます。

② 貸借対照表（バランスシート）とは

貸借対照表は、会計年度末において所有する全ての資産、負債等の状況を総括的に表した資料です。過去から蓄積された資産の状況やその調達財源の状況を明らかにすることを目的としています。

| 借方 (資金の使い道) | 貸方 (資金調達の方法) |
|--|---|
| [資産の部] ・固定資産 ・投資等 ・流動資産 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; background-color: #d9e1f2; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 土地や建物・預金など将来の世代に残る財産等の金額 </div> | [負債の部] ・固定負債 ・流動負債 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; background-color: #f4cccc; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 地方債や退職手当引当金など将来の世代が負担しなければならない金額 </div> |
| | [純資産の部] ・固定資産等形成分 ・余剰分（不足分） <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; background-color: #fff2cc; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 国・府補助金や納付いただいた税金などこれまでの世代が負担した金額 </div> |

上図の左側を借方といいます。借方では、「資産の部」として本町の所有する土地や建物、預金などの財産の状況を記載しています。

また、右側を貸方といい、「負債の部」に記載された財産を取得するための資金を、どのように調達したのかを記載しています。そのうち将来において返済や支払いの必要がある地方債や退職手当引当金などを「負債の部」に、国・府補助金やこれまでの住民の皆様

の税金などを「純資産の部」に分類しています。

貸借対照表は上図のように「資産の部」と「負債の部」・「純資産の部」でバランスをとっているためバランスシートとも呼ばれ、 $資産 = 負債 + 純資産$ となっています。

$$\boxed{資産} - \boxed{負債} = \boxed{純資産}$$

$$\boxed{資産} = \boxed{純資産} + \boxed{負債}$$

③ 貸借対照表の各項目説明

[資産の部]

| | |
|------------|---|
| 1 固定資産 | |
| (1)有形固定資産 | 道路や学校・図書館の建物や土地など、長期間にわたって行政サービスを提供するために使用する資産をいいます。 |
| (2)無形固定資産 | 町が所有する資産のうち、ソフトウェアや権利など具体的な形のない資産をいいます。 |
| 2 投資その他の資産 | |
| (1)投資及び出資金 | 公営企業や外部の団体等に対する出資金・出捐金の残高です。 |
| (2)長期延滞債権 | 納期眼から1年以上経過しても歳入がなされない町税や分担金、負担金、使用料などを長期延滞債権として計上しています。 将来歳入されるものとして資産に計上します。 |
| (3)長期貸付金 | 貸付金のうち、償還期間が翌年度以降であるものをいいます。 |
| (4)基金 | 条例の定めるところにより設置され、特定の目的のために財源を確保する特定目的基金や、ある特定の債務に対する減債基金の残高などが該当します。 |
| その他特定目的基金 | 本町では公共施設整備基金、地域福祉基金等が該当します。 |
| (5)徴収不能引当金 | 過去5年間の不納欠損の実績をもとに、長期延滞債権のうち回収できないであろう金額を推計し、資産から差し引きます。 |
| 3 流動資産 | |
| (1)現金預金 | 現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物から構成されます。本町については、歳計現金及び歳計外現金が該当します。 |

| | |
|------------|--|
| (2)未収金 | 年度末において歳入がなされなかった当年度分の町税や分担金、負担金、使用料などの未納額です。将来歳入されるものとして資産に計上します。 |
| (3)基金 | |
| 財政調整基金 | 年度間の財源の不均衡を調整するための基金です。 |
| 減債基金 | 地方債の償還を計画的に行なうための資金を積み立てる目的で設けられている基金です。 |
| (4)徴収不能引当金 | 過去5年間の不納欠損の実績をもとに、未収金のうち回収できないであろう金額を推計し、資産から差し引きます。 |

〔負債の部〕

| | |
|---------------|--|
| 1 固定負債 | |
| (1)地方債 | 町の借入金である地方債現在高から翌年度に償還する予定の元金分を控除した額を固定負債に計上しています。翌年度に償還する予定の元金分は流動負債に計上しています。 臨時財政対策債や住民税等減税補てん債など資産計上のできない地方債についても、将来の財政負担となることから計上しています。 |
| (3)退職手当引当金 | 年度末に職員全員が普通退職したと想定してその要支給額を算出し計上します。 |
| 2 流動負債 | |
| (1)1年内償還予定地方債 | 翌年度に償還する予定の元金の額です。 |
| (2)未払金 | 町税の過誤納金のうち、還付通知を送っても受け取りに来られていない分をこちらに計上しています。 |
| (5)賞与引当金 | 翌年度の夏に支払う予定の期末手当・勤勉手当の支給対象期間には、当年度の12月以降分が含まれていますので、その当年度分にかかる額をこちらに計上しています。 |

〔純資産の部〕

| | |
|------------|--|
| 1 固定資産等形成分 | 資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、原則として金銭以外の形態（固定資産等）で保有されます。 |
| 2 余剰分（不足分） | 地方公共団体の費消可能な資源の蓄積をいい、原則として金銭の形態で保有されます。この数値がマイナスとなっている場合、基準日時点における将来の金銭必要額を示しています。 |

④ 行政コスト計算書とは

行政コスト計算書は、会計期間中の地方公共団体の費用・収益の取引高を明らかにすることを目的として作成します。

⑤ 行政コスト計算書の各項目説明

経常行政コスト

| | | |
|------|-----------------|------------------------------------|
| 1 | 人件費 | … 行政の担い手である職員に要する経費 |
| | (1) 職員給与費 | 職員等に対して勤労の対価や報酬として支払われるもの |
| | (2) 賞与引当金繰入金等 | 翌年度支給賞与のうち、当期分（12月～3月分）の額 |
| | (3) 退職手当引当金繰入金等 | 新たに増加した退職手当引当金 |
| | (4) その他 | 議員手当など上記に含まれないもの |
| 2 | 物件費等 | … 地方公共団体が支出する消費的な性質を持つ経費 |
| | (1) 物件費 | 旅費・消耗品費・備品購入費・委託料などの経費 |
| | (2) 維持補修費 | 学校などの各施設の維持管理に要する経費 |
| | (3) 減価償却費 | 年数の経過による有形固定資産の減価償却額 |
| 3 | 移転費用 | … 地方公共団体から他の個人・団体に移転することにより効果が出る経費 |
| | (1) 補助金等 | 各種団体に対する負担金、補助金など |
| | (2) 社会保障給付 | 児童手当や各種医療費助成など |
| | (3) 他会計等への繰出金 | 国民健康保険事業特別会計等への繰出金など |
| 経常収益 | | |
| | (1) 使用料及び手数料 | 保育料やごみ処理手数料など |
| | (2) その他 | 他団体の事務を行うことによる他団体からの負担金など |

⑥ 純資産変動計算書とは

純資産変動計算書は、会計期間中の地方公共団体の純資産の変動、すなわち政策形成上の意思決定またはその他の事業による純資産及びその内部構成の変動（その他の純資産減少原因・財源及びその他の純資産増加原因の取引高）を明らかとすることを目的として作成します。

⑦ 純資産変動計算書の各項目説明

| | | |
|---|----------------|--|
| 1 | 前年度末純資産残高 | 前年度末の貸借対照表における純資産の残高です。 |
| 2 | 純行政コスト | 行政コスト計算書で計算した純行政コストです。 |
| 3 | 財源 | |
| | (1) 税金等 | 地方税、地方交付税及び地方譲与税等をいいます。 |
| | (2) 国県等補助金 | 国庫支出金及び府支出金等をいいます。 |
| 4 | 固定資産等の変動（内部変動） | |
| | (1) 有形固定資産等の増加 | 有形固定資産及び無形固定資産の形成による保有資産の増加額、または形成のために支出した金額をいいます。 |
| | (2) 有形固定資産等の減少 | 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費相当額及び除売却による減少額、売却収入、除却相当額及び自己金融効果を伴う減価償却費相当額をいいます。 |
| | (3) 貸付金・基金等の増加 | 貸付金・基金等の形成による保有資産の増加額または新たな貸付金・基金等のために支出した金額をいいます。 |
| | (4) 貸付金・基金等の減少 | 貸付金の償還及び基金の取崩等による減少額または貸付金の償還収入及び基金の取崩収入相当額をいいます。 |
| 5 | 資産評価差額 | 有価証券等の評価差額をいいます。 |
| 6 | 無償所管換等 | 無償で譲渡または取得した固定資産の評価額等をいいます。 |
| 7 | 本年度末純資産残高 | 当年度末の貸借対照表における純資産の残高です。 |

⑧ 資金収支計算書とは

資金収支計算書は、地方公共団体の資金収支の状態、すなわち地方公共団体の内部者（首長、議会、補助機関等）の活動に伴う資金利用状況及び資金獲得能力を明らかにすることを目的として作成します。

⑨ 資金収支計算書の各項目説明

| | |
|---------------|----------------------------------|
| 1 業務費用支出 | |
| (1)人件費支出 | 人件費に係る支出をいいます。 |
| (2)物件費等支出 | 物件費等に係る支出をいいます。 |
| (3)支払利息支出 | 地方債等に係る支払利息の支出をいいます。 |
| (4)その他の支出 | 上記以外の業務費用支出をいいます。 |
| 2 移転費用支出 | |
| (1)補助金等支出 | 補助金等に係る支出をいいます。 |
| (2)社会保障給付支出 | 社会保障給付に係る支出をいいます。 |
| (3)他会計への繰出支出 | 他会計への繰出に係る支出をいいます。 |
| (4)その他の支出 | 上記以外の移転費用支出をいいます。 |
| 3 業務収入 | |
| (1)税込等収入 | 税込等の収入をいいます。 |
| (2)国県等補助金収入 | 国県等補助金のうち、業務支出の財源に充当した収入をいいます。 |
| (3)使用料及び手数料収入 | 使用料及び手数料の収入をいいます。 |
| (4)その他の収入 | 上記以外の業務収入をいいます。 |
| 4 投資活動支出 | |
| (1)公共施設等整備費支出 | 有形固定資産等の形成に係る支出をいいます。 |
| (2)基金積立金支出 | 基金積立に係る支出をいいます。 |
| (3)投資及び出資金支出 | 投資及び出資金に係る支出をいいます。 |
| 5 投資活動収入 | |
| (1)国県等補助金収入 | 国県等補助金のうち、投資活動支出の財源に充当した収入をいいます。 |
| (2)基金取崩収入 | 基金取崩による収入をいいます。 |
| (3)資産売却収入 | 資産売却による収入をいいます。 |
| 6 財務活動支出 | |
| (1)地方債償還支出 | 地方債に係る元本償還の支出をいいます。 |
| 7 財務活動収入 | |
| (1)地方債発行収入 | 地方債発行による収入をいいます。 |

⑩ 指標を用いた財務諸表の分析

I. 資産形成度～将来世代に残る資産はどのくらいあるのか～

【住民一人あたりの資産額】

$$\text{住民一人あたりの資産額} = \frac{\text{資産合計}}{\text{住民基本台帳人口}}$$

| | | 平成31年3月 | 平成30年3月 | 比較 |
|------------|----|------------|------------|-----------|
| 資産合計 | 千円 | 55,649,191 | 53,026,246 | 2,622,945 |
| 住民基本台帳人口 | 人 | 43,685 | 43,917 | △ 232 |
| 住民1人当たり資産額 | 千円 | 1,274 | 1,207 | 67 |

住民1人あたりの資産額は、前年度より67千円の増加となっています。

【有形固定資産減価償却率】

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産評価額} + \text{減価償却累計額}}$$

| | | 平成31年3月 | 平成30年3月 | 比較 |
|-------------|----|------------|------------|-----------|
| 償却資産評価額合計 | 千円 | 33,972,373 | 32,062,183 | 1,910,190 |
| 減価償却累計額 | 千円 | 48,172,055 | 46,710,558 | 1,461,497 |
| 有形固定資産減価償却率 | % | 58.64 | 59.30 | △ 0.66 |

耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。この比率が高いほど資産の老朽化が進行していることを表しており、今後、計画的に施設の更新等をおこなう必要があることを表しています。

II. 世代間公平性～将来世代と現役世代の負担は適切か～

【純資産比率】

$$\text{純資産比率} = \frac{\text{純資産合計}}{\text{資産合計}}$$

| | | 平成31年3月 | 平成30年3月 | 比較 |
|-------|----|------------|------------|-----------|
| 資産合計 | 千円 | 55,649,191 | 53,026,246 | 2,622,945 |
| 純資産合計 | 千円 | 44,395,328 | 41,698,909 | 2,696,419 |
| 純資産比率 | % | 79.8 | 78.6 | 1.2 |

純資産は、過去及び現世代の負担により形成された資産の額を表しています。経年比較することで、現世代と将来世代の負担の割合を表すものとなります。

【社会資本等形成の世代間負担比率】

$$\text{社会資本等形成の世代間負担比率} = \frac{\text{建設地方債残高}}{\text{有形固定資産}}$$

| | | 平成31年3月 | 平成30年3月 | 比較 |
|----------|----|------------|------------|-----------|
| 有形固定資産合計 | 千円 | 47,168,770 | 48,097,120 | △ 928,350 |
| 建設地方債残高 | 千円 | 2,881,871 | 2,870,558 | 11,313 |
| 世代間負担比率 | % | 6.1 | 6.0 | 0.1 |

社会資本等形成に係る将来世代の負担の比重を表しています。

Ⅲ. 持続可能性～財政に持続可能性があるか～

【住民一人あたりの負債額】

$$\text{住民一人あたりの負債額} = \frac{\text{負債合計}}{\text{住民基本台帳人口}}$$

| | | 平成31年3月 | 平成30年3月 | 比較 |
|------------|----|------------|------------|----------|
| 負債合計 | 千円 | 11,253,862 | 11,327,337 | △ 73,475 |
| 住民基本台帳人口 | 人 | 43,685 | 43,917 | △ 232 |
| 住民1人当たり負債額 | 千円 | 258 | 258 | 0 |

住民1人あたりの負債額は、地方債の償還が進んだものの、人口が減少したことにより、前年度並みとなりました。

【債務償還可能年数】

$$\text{債務償還可能年数} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能基金残高}}{\text{業務収入} + \text{臨時財政対策債発行可能額} - \text{業務支出}}$$

| | | 平成31年3月 | 平成30年3月 | 比較 |
|--------------|----|------------|------------|-----------|
| 将来負担額 | 千円 | 15,081,145 | 15,361,069 | △ 279,924 |
| 充当可能基金残高 | 千円 | 6,659,116 | 3,350,488 | 3,308,628 |
| 業務収入 | 千円 | 18,697,480 | 11,273,983 | 7,423,497 |
| 臨時財政対策債発行可能額 | 千円 | 628,749 | 584,631 | 44,118 |
| 業務支出 | 千円 | 14,764,264 | 10,661,719 | 4,102,545 |
| 債務償還可能年数 | 年 | 1.8 | 10.0 | △ 8.2 |

実質債務が償還財源上限額の何年分があるかを示す指標で、債務償還能力は、債務償還可能年数が短いほど高く、債務償還可能年数が長いほど低いといえます。

【地方債等償還可能年数】

$$\text{地方債等償還可能年数} = \frac{\text{地方債等}}{\text{地方債償還支出}}$$

| | | 平成31年3月 | 平成30年3月 | 比較 |
|------------|----|-----------|-----------|----------|
| 地方債等 | 千円 | 8,597,031 | 8,582,509 | 14,522 |
| 地方債償還支出 | 千円 | 987,408 | 1,021,947 | △ 34,539 |
| 地方債等償還可能年数 | 年 | 8.7 | 8.4 | △ 0.2 |

償還財源上限額を全て地方債等の償還に充当した場合に、何年で現在の債務を償還できるのかを表す理論値です。

Ⅳ. 効率性～行政サービスは効率的に提供されているか～

【住民一人あたり行政コスト】

$$\text{住民一人あたり行政コスト} = \frac{\text{純行政コスト}}{\text{住民基本台帳人口}}$$

| | | 平成31年3月 | 平成30年3月 | 比較 |
|------------|----|------------|------------|-----------|
| 純行政コスト | 千円 | 16,036,161 | 11,777,559 | 4,258,602 |
| 住民基本台帳人口 | 人 | 43,685 | 43,917 | △ 232 |
| 住民1人当たりコスト | 千円 | 367 | 268 | 99 |

他の地方公共団体と比較することにより、行政活動の効率性を見ることのできる指標となっています。住民1人あたりの行政コストが低いほど、効率よく行政活動をおこなうことができているといえます。

V. 弾力性～資産形成をおこなう余裕ほどのくらいあるか～

【行政コスト対税収等比率】

$$\text{行政コスト対税収等比率} = \frac{\text{純行政コスト}}{\text{財源}}$$

| | 平成31年3月 | 平成30年3月 | 比較 |
|---------------|------------|------------|-----------|
| 純行政コスト 千円 | 16,036,161 | 11,777,559 | 4,258,602 |
| 財源 千円 | 18,543,193 | 10,986,191 | 7,557,002 |
| 行政コスト対税収等比率 % | 86.5 | 107.2 | △ 20.7 |

税収等のうち、どれだけ資産形成を伴わない行政コストに費消されたのかを示す指標です。100%を上回ると、過去から蓄積した資産が取り崩されたことを表します。100%前後の水準を今後も維持できるよう、積極的な行政改革に取り組む必要があります。

VI. 自律性～歳入ほどのくらい税金でまかなわれているか～

【受益者負担の割合】

$$\text{受益者負担の割合} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}}$$

| | 平成31年3月 | 平成30年3月 | 比較 |
|------------|------------|------------|-----------|
| 経常収益 千円 | 415,975 | 464,701 | △ 48,726 |
| 経常費用 千円 | 16,323,244 | 12,220,734 | 4,102,510 |
| 受益者負担の割合 % | 2.5 | 3.8 | △ 1.3 |

行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を算出しています。地方公共団体の行政サービス全体の受益者負担の割合を経年比較したり、類似団体と比較することにより、各地方公共団体の受益者負担の特徴を把握することができます。